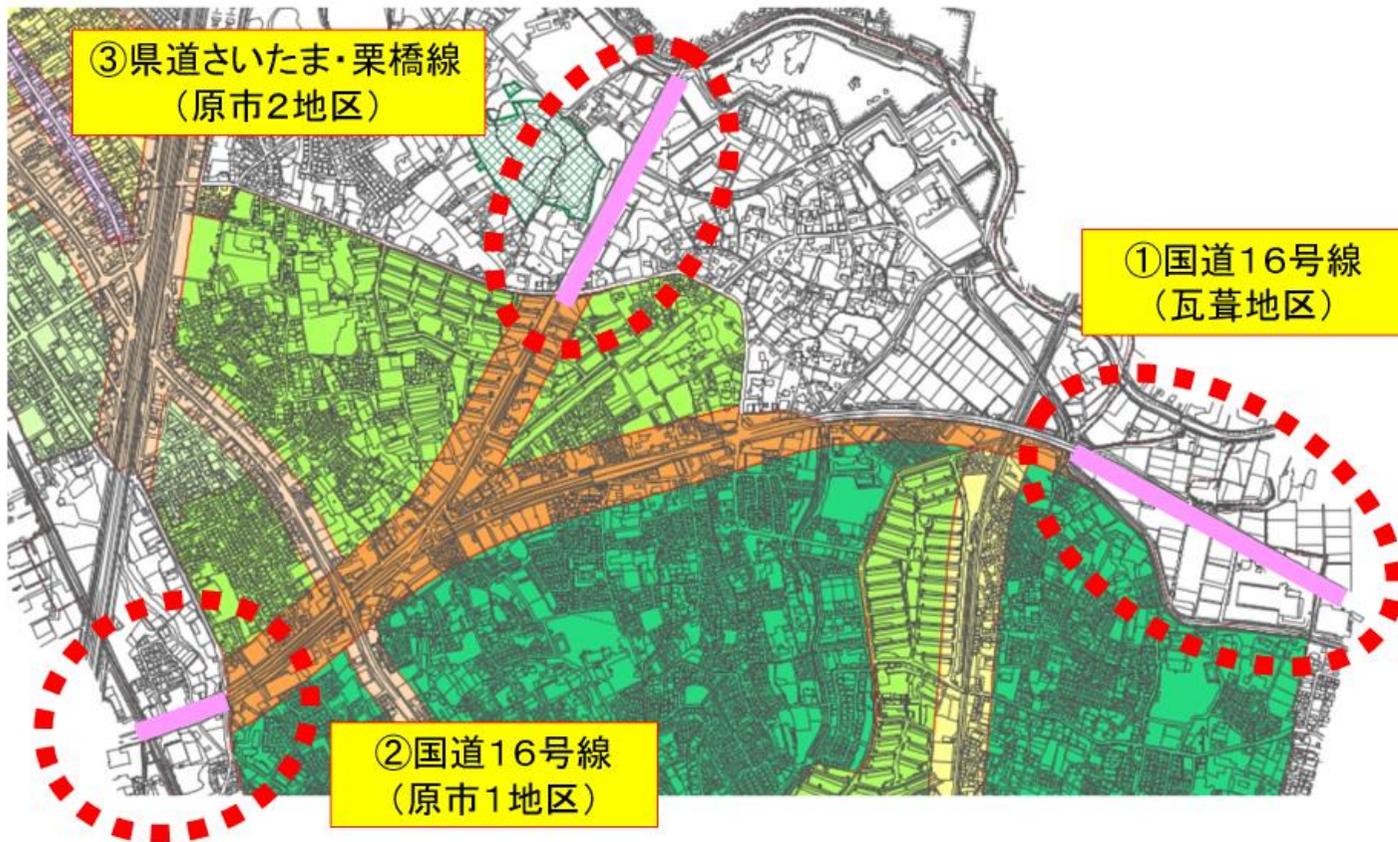


指定運用方針に基づく区域指定に係る指定道路及び想定エリア

(令和7年4月版)

○ 指定運用方針を定めることにより 区域指定の要件となる指定道路は以下のとおり



| 指定道路 | 地区 | 区間 |
|--------------|----------|---|
| ① 国道 16号線 | 瓦 葺 地 区 | さいたま市境から市道 1041 号線との立体交差部分までの約 500 メートル区間 |
| ② 国道 16号線 | 原 市 1 地区 | 原市(西)交差点付近から芝川・野原橋付近までの約 150 メートル区間 |
| ③ 県道さいたま・栗橋線 | 原 市 2 地区 | 原市沼橋付近から原市団地(前)交差点付近までの約 500 メートル区間 |

※詳細図は次ページ。なお、詳しくは、都市計画課開発指導担当へお尋ねください。

①国道16号線(瓦葺地区)



【指定道路による基準】
指定道路(4車線以上)の沿道及び沿道から250mまでの範囲が対象

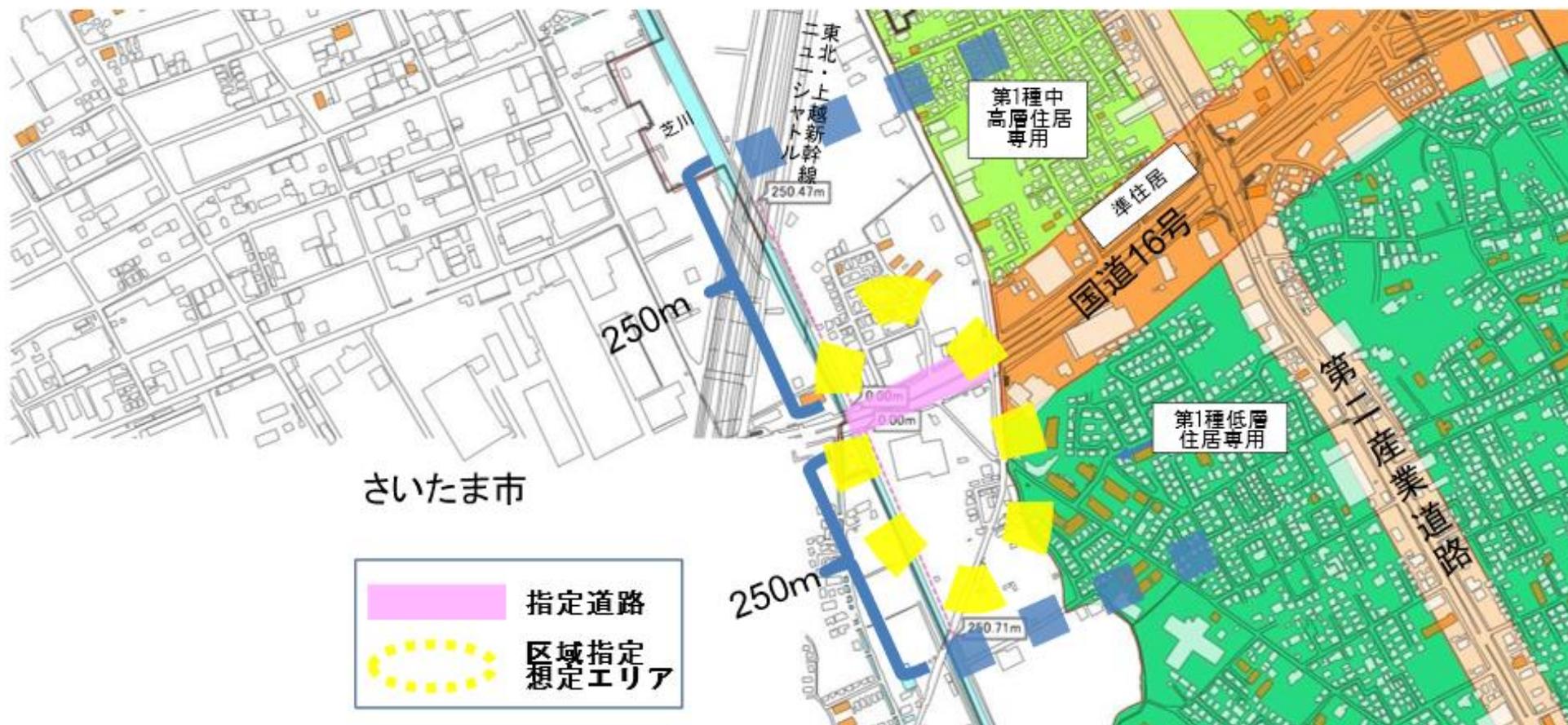


【区域指定想定エリア】
指定区域に含まない区域、指定区域の境界(地形地物等)に照らし合わせ、区域指定の対象となり得るエリアを想定(概ね黄色範囲)



【区域指定申出】
事業者の事業に供する予定区画

②国道16号線(原市1地区)



【指定道路による基準】

指定道路(4車線以上)の沿道及び沿道から250mまでの範囲が対象



【区域指定想定エリア】

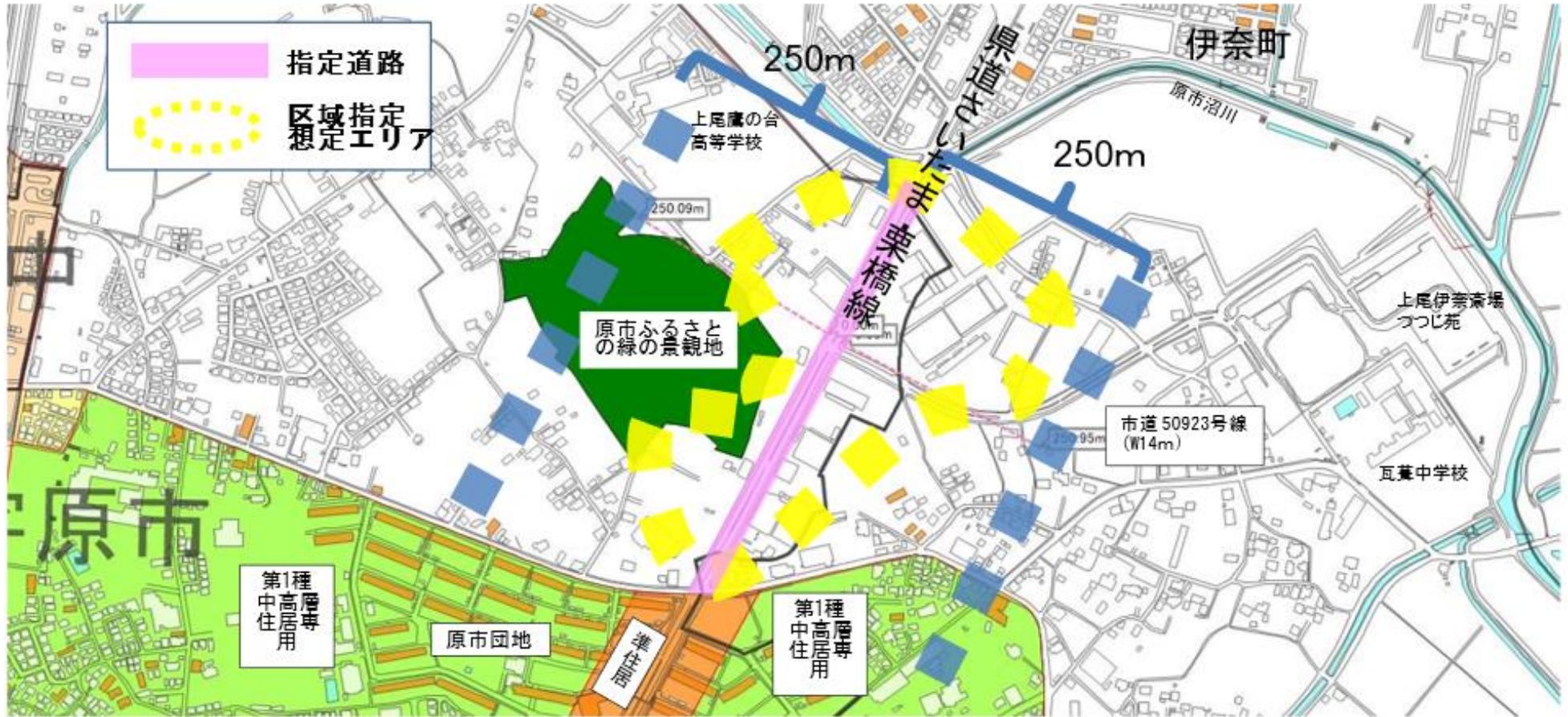
指定区域に含まない区域、指定区域の境界(地形地物等)に照らし合わせ、区域指定の対象となり得るエリアを想定(概ね黄色範囲)



【区域指定申出】

事業者の事業に供する予定区画

③ 県道さいたま・栗橋線(原市2地区)



【指定道路による基準】
指定道路(4車線以上)の沿道及び沿道から250mまでの範囲が対象



【区域指定想定エリア】
指定区域に含まない区域、指定区域の境界(地形地物等)に照らし合わせ、区域指定の対象となり得るエリアを想定(概ね黄色範囲)



【区域指定申出】
事業者の事業に供する予定区画